

令和3年（行コ）第4号 発電所運転停止命令義務付請求控訴事件

控訴人（一審原告ら） X 5 1 ほか

被控訴人（一審原告ら） X 1 ほか

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国（処分行政庁：原子力規制委員会）

参加人 関西電力株式会社

控 訴 理 由 書

2021年2月9日

大阪高等裁判所 第6民事部 御中

一審原告である控訴人ら・被控訴人ら訴訟代理人

弁 護 士 冠 木 克 彦

弁 護 士 武 村 二 三 夫

弁 護 士 大 橋 さ ゆ り

弁 護 士 高 山 巖

弁 護 士 瀬 戸 崇 史

弁 護 士 谷 次 郎

本控訴理由書は、頭書事件のうち、一審において原告適格を否定されて請求を却下された原告らの控訴にかかる控訴理由を述べるものである。

第1 原告適格に関する原判決の認定

原判決は、以下のように判示して、原子炉事故等により1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達することが社会通念上想定され得る地域が、本件各原発からの距離が約120キロメートル以内であるとして、本件各原発から約120キロ以遠に居住する一審原告らについて原告適格を認めず、訴えを却下した。

「設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住し、原子炉事故等がもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉設置許可処分の取消しを求めるにつき、行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。そして、当該住民の居住する地域が、上記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである（最高裁平成元年（行ツ）第130号同4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571頁参照）。以上の理は、設置変更許可処分の取消しを求める訴えについても異ならないというべきである。」

「これを本件についてみると、まず・・・原子炉事故等により1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達することが社

会通念上想定され得る地域は、本件各原子炉の設置変更許可の際に行われる法43条の3の6第1項3号所定の技術的能力の有無及び同項4号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域に当たるものというべきである。

そして、本件シミュレーションの結果及び前記認定事実(5)の原告らによる放射性物質の拡散距離の計算を踏まえ、かつ、本件シミュレーションが本件各原子炉の約2倍の出力を前提として、7日間の実効線量の積算値を試算したものであることを考慮すると、原告らのうち前記認定事実(6)アの者(引用者注：本件各原子炉から約120キロメートルの範囲内の地域に居住する者)は、いずれも上記地域に居住する者というべきであるから、本件処分を取消しを求める本訴請求において、行政事件訴訟法9条1項所定の「法律上の利益を有する者」に該当するものと認めるのが相当である。

他方、阪南市等に居住する原告ら、原告X60及び神奈川県以遠に居住する原告らは、いずれも、上記の事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者と認めるに足りないから、上記「法律上の利益を有する者」に該当しない。」

第2 原告適格に関する原判決の誤り

- 1 原判決は、原子炉事故等がもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉設置許可処分の取消しを求めるにつき、行政事件訴訟法9条1項にいう「法律上の利益を有する者」に該当すると認定しており、そのこと自体は正当

である。

その上で、原判決が、本件シミュレーションの結果を原告適格の判断において参酌したことも大枠では正しい。

- 2 しかし、原判決は、原告適格が認められる地理的範囲を「原子炉事故等により1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達することが社会通念上想定され得る地域」と限定しているところ、以下のように、原告適格の範囲を狭く解しすぎており、一審原告である控訴人らについて原告適格を認めなかった点では誤っている。

(1) 原判決は、原告適格の基準を20ミリシーベルトに置いた根拠として、ICRPが、原子炉事故が発生した場合のような緊急時被ばく状況については、公衆を防護するための参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトから100ミリシーベルトという数値を提示していることを根拠としている。

(2) しかし、上記は緊急時被ばく状況における公衆防護に関する参考レベルとしての数値であり、安全と危険の境界ではない(乙219・55頁(228)参照)。そして、ICRPによる公衆の被ばくに関する実効線量限度は、1ミリシーベルト/年なのであり、この基準は、公衆の構成員が特定の制御された線源の計画した操作により受けることがある年間線量の上限値である。そして、原告適格の有無を決するに当たっては、生命、健康に対する影響が重要な考慮要素となり、原子炉事故が発生したからといって、20ミリシーベルト/年の被ばくを受忍しなければならない謂れはないのであるから、原告適格を判断する際は、1ミリシーベルト/年の基準によるべきである。

(3) また、福島原発事故のことを想起すれば明らかなように、ひとたび原発で大事故が発生すれば、長期間の避難を強いられる場合があ

ることは公知の事実である。

その上で、ICRP 2007年勧告は、事故後の回復・復旧期においては、1年間1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲で参考レベルとしての線量を定めるとしている(乙219・76頁)。

旧ソ連のチェルノブイリ原発事故を踏まえたウクライナの立法でも、年間被曝量が5ミリシーベルト以上で「移住義務」ゾーン、年間被曝量が1ミリシーベルト以上で移住権利ゾーン(甲31の1・48頁)としている。

原判決の原告適格に関する判示は、原子炉事故等がもたらす災害による生命、身体等への直接的かつ重大な被害について、事故直後の短期的な被害のみに着目していて、その意味でも不適切である。

(4) なお、福島原発事故直後の2011年3月25日、元原子力委員長の近藤駿介氏は、政府内の会議で、チェルノブイリ事故の避難区域を参照して、福島原発事故の進展次第では最大250キロメートルを避難区域として想定しうる旨を報告していた(甲222)。

そして、民事差止の裁判例であるが、福井地裁2014年5月21日判決は、上記の近藤氏の報告を踏まえ、原告適格について以下のように判示している。

「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められて然るべきである。このことは、当然の社会的要請であるとともに、生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、すべての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。

個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に

本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を他に見出すことはできない。したがって、この人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる。人格権は各個人に由来するものであるが、その侵害形態が多数人の人格権を同時に侵害する性質を有するとき、その差止めの要請が強く働くのは理の当然である。

福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等60名がその命を失っている……。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遥かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。さらに、原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したのであって、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる。

年間何ミリシーベルト以上の放射線がどの程度の健康被害を及ぼすかについてはさまざまな見解があり、どの見解に立つかによってあるべき避難区域の広さも変わってくることになるが、既に20年以上にわたりこの問題に直面し続けてきたウクライナ共和国、ベラルーシ共和国は、今なお広範囲にわたって避難区域を定めている……。両共和国の政府とも住民の早期の帰還を凶ろうと考え、住民においても帰還の強い願いを持つことにおいて我が国となん

ら変わりはないはずである。それにもかかわらず、両共和国が上記の対応をとらざるを得ないという事実は、放射性物質のもたらす健康被害について楽観的な見方をした上で避難区域は最小限のもので足りるとする見解の正当性に重大な疑問を投げかけるものである。上記250キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできないというべきである。」

- 3 次に、仮に、原判決のように、原告適格が認められる範囲を「原子炉事故等により1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達することが社会通念上想定され得る地域」と限定したとしても、原判決は規制庁シミュレーションを解釈するに当たって見落としている観点があり、その結果として一審原告である控訴人らの原告適格を否定しているのであり、当を得ない。

(1) 原判決は、1年間の実効線量の積算値が20ミリシーベルトに達するか否かを原告適格の判断基準にしているが、規制庁シミュレーションは、事故後7日間の積算に過ぎない。年間と言うことを考えると、放射能がその半減期により少なくなっていく、線量も低減していくことを考慮しても、規制庁シミュレーションを考慮する場合、原判決が認定した120キロメートルより相当以遠であっても年間20ミリシーベルトの線量が認められる筈である。

(2) 規制庁シミュレーションにおける放射性物質の拡散において、被ばく推定値は、外部被ばく（大気中の放射能雲からの外部被ばく、地上に降りて沈着した放射能からの外部被ばく）及び内部被ばく（吸入による内部被ばく）の両方を考慮するとされている。しかし、シミュレーションの試算は、事故後7日間にとどまり、吸入による内部被ばくおよび地上に降りて沈着した放射能からの外部被ばく

については、7日以降も継続するところ、この点については全く考慮されていない。また、内部被ばくに関しては、飲食物からの被ばくも考えられるところ、シミュレーションでは、これらの内部被ばくについては、一切考慮されておらず、問題とされている琵琶湖の水の汚染も一切考慮に入れられていない。このことも考慮して、規制庁シミュレーションの結果については批判的に検討した上で考慮すべきものである。

(3) また、規制庁シミュレーションは、福島原発事故の放出量を出力比例したものであるところ、福島原発事故では、キセノン以外の放射性物質の放出量はチェルノブイリより相当少なかった（甲211）。その意味で、規制庁シミュレーションは歴史上発生した原発事故との対比という観点では控えめな側面もあり、原告適格の有無が、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものであって、一点の疑義も許されない自然科学的証明により立証しなければ原告適格が認められないというものではないことをも考慮すれば、本件各原発で発生しうる最大規模の事故をも考慮して、福島原発事故を前提にした規制庁シミュレーションを参考にしつつ、規制庁シミュレーションの線量に過度に拘泥せずに原告適格をできるだけ認める方向に考えるべきである。

第3 結論

1 規制庁シミュレーションによれば、最遠隔の一審原告である控訴人の居住地（那覇市、本件各原発から約1282キロメートル）であっても事故後7日間の積算線量が4.2ミリシーベルトになるのであり、原告

適格を判断する際は、1 ミリシーベルト／年の基準によるべきであることからすれば、原判決で原告適格を否定された一審原告である控訴人ら全員について原告適格を認めるべきである。

また、仮に20 ミリシーベルト／年に原告適格の基準を置くとしても、規制庁シミュレーションの数多の限界を踏まえ、かつ、最遠隔の一審原告である控訴人の居住地であっても事故後わずか7日間の積算線量が4.2 ミリシーベルトになるということを踏まえると、一審原告である控訴人全員について、1年間の実効線量の積算値が20 ミリシーベルトに達しうるものと評価できる。

2 以上の通り、原判決は、一審原告である控訴人らについて原告適格を否定した限りにおいては誤っている。そして、一審原告である控訴人らについて原告適格が認められれば、原判決主文2項の通り、本件各原発にかかる設置変更許可処分は、一審原告である控訴人らとの関係においても取り消されるべきことになるので、御庁におかれては一審原告である控訴人らの原告適格を認めた上で、処分取り消しの自判をなされたい。

以上